

第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画（案）の概要

第6期障害福祉計画	第2期障害児福祉計画
<ul style="list-style-type: none"> ■障害者総合支援法 障害者の日常生活・社会生活を支援するためのサービス等について規定 ■障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供に係る見込量、体制確保のための方策等を定めるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ■児童福祉法 障害児の健やかな育成を支援するためのサービス等について規定 ■児童福祉法第33条の20に基づき、障害児サービス等の提供に係る見込量、体制確保のための方策等を定めるもの ■児童福祉法の改正により平成30年度から計画策定が義務付け

一体的に策定

計画期間	令和3年度から令和5年度まで
基本理念	障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会の実現
【取組の基本方針】（基本理念ともに、第4次堺市障害者長期計画より）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重 ・ライフステージや障害特性等に配慮したとぎれのない支援、個人を尊重した支援の展開 ・社会的障壁の除去、必要かつ合理的な配慮の行きわたる共生社会の実現

現状と課題

- 手帳所持者の増加（知的、精神、障害児）
- サービスの需要量の増加
- 障害者の高齢化、重度化（医療的ケア、行動障害等）
- サービス対象者、ニーズの多様化（高次脳機能障害、発達障害、難病、障害児、依存症等）
- 家族の高齢化（家族介護力の低下）
- 相談支援等の体制の確保
- サービス人材の確保と質の向上
- 地域で障害者を支える基盤の整備・強化
- 障害に対する理解不足、差別の解消
- 災害や感染症への対応

施策の方向性

- 取組の基本方針や国の基本指針をふまえ、障害者の人権尊重、個人を尊重した支援を展開サービスを通じた社会的障壁の除去、「地域共生社会」の実現をめざした施策を推進
- ◆暮らしの場の整備促進
 - ◆相談支援の提供基盤の充実・強化、包括的な支援体制の推進
 - ◆地域生活への移行、一般就労への移行等の促進
 - ◆ニーズの多様化等に応じたサービス基盤の充実、質の向上
 - ◆医療的ケアや行動障害等への対応可能な基盤の整備促進、人材の育成
 - ◆精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ◆発達障害者等に対する支援
 - ◆障害児通所支援等の地域支援体制の整備
 - ◆障害福祉人材の確保
 - ◆社会参加の促進、交流促進、障害理解の促進、虐待の防止
 - ◆災害や感染症への対応など地域生活の安心を支える体制整備と支援

進捗管理

- ◆ PDCA サイクルによる進捗管理の指標として、「成果目標」と「活動指標」を位置づけ

- 「成果目標」 ⇒ 毎年度（3月時点）の分析・評価
- 「活動指標」 ⇒ 目標の達成に関し、サービス提供量など活動状況の指標となるもの
年2回（9月時点、3月時点）の分析・評価

成果目標

第6期障害福祉計画の成果目標	
項目	令和5年度末までの目標
1 ●福祉施設の入所者の地域生活への移行	■令和元年度末時点の施設入所者数（444人）の6%以上が地域生活へ移行 27人
	■令和5年度末の施設入所者数 436人
2 ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	■精神病床における1年以上長期入院患者数（令和元年度899人） 852人
	■精神病床からの退院率 ・入院後3か月時点の退院率 ・入院後6か月時点の退院率 ・入院後1年時点の退院率 ・69%以上 ・86%以上 ・92%以上
	■精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均（大阪府全体） 316日以上
3 ●地域生活支援拠点等の整備	■地域生活支援拠点等について、年1回以上運営状況を検証及び検討する
4 ●福祉施設から一般就労への移行等	■就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上 239人
	■就労移行支援を通じた移行実績を令和元年度の1.30倍以上 ■就労継続支援A型を通じた移行実績を令和元年度の1.26倍以上 ■就労継続支援B型を通じた移行実績を令和元年度の1.23倍以上 ・160人 ・40人 ・32人
	■就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する割合 7割
	■就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体に占める割合 7割以上
5 ●工賃の向上	■個々の就労継続支援B型事業所において設定した目標額（平均値） 17,443円
6 ●相談支援体制の充実・強化等	■基幹相談支援センターを中心に、主任相談支援専門員と協働しながら、総合的・専門的な相談支援を実施し、また相談支援体制も強化する
7 ●障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築 ・報酬請求エラーの多い項目について注意喚起を行う ・大阪府等と連携し、適正な指導監査等の実施を推進する

第2期障害児福祉計画の成果目標	
1 ●障害児支援の提供体制の整備等	■児童発達支援センターを1箇所以上設置 整備済 ※
	■保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 7箇所
	■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保 9箇所
	■医療的ケア児支援のための協議の場を設置し、医療的ケア児コーディネーターを配置。また協議の場に、医療的コーディネーター（福祉関係1人、医療関係1人）を参画させる。 協議の場設置済 コーディネーター配置・参画済 ※

※国の基準により達成済みの目標についても掲載することが義務付けられている。